

外国人雇用対策について

令和6年1月



日本で就労する外国人のカテゴリー（総数204.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

- ① **就労目的で在留が認められる者** 約59.6万人
（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）
 - ・ 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ② **特定活動** 約7.2万人
（経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる）
 - ・ 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ③ **技能実習** 約41.3万人
 - ・ 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 - ・ 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。
- ④ **資格外活動**（留学生のアルバイト等） 約35.3万人
 - ・ 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。
- ⑤ **身分に基づき在留する者** 約61.6万人
（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」（主に日系人）が含まれる）
 - ・ これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

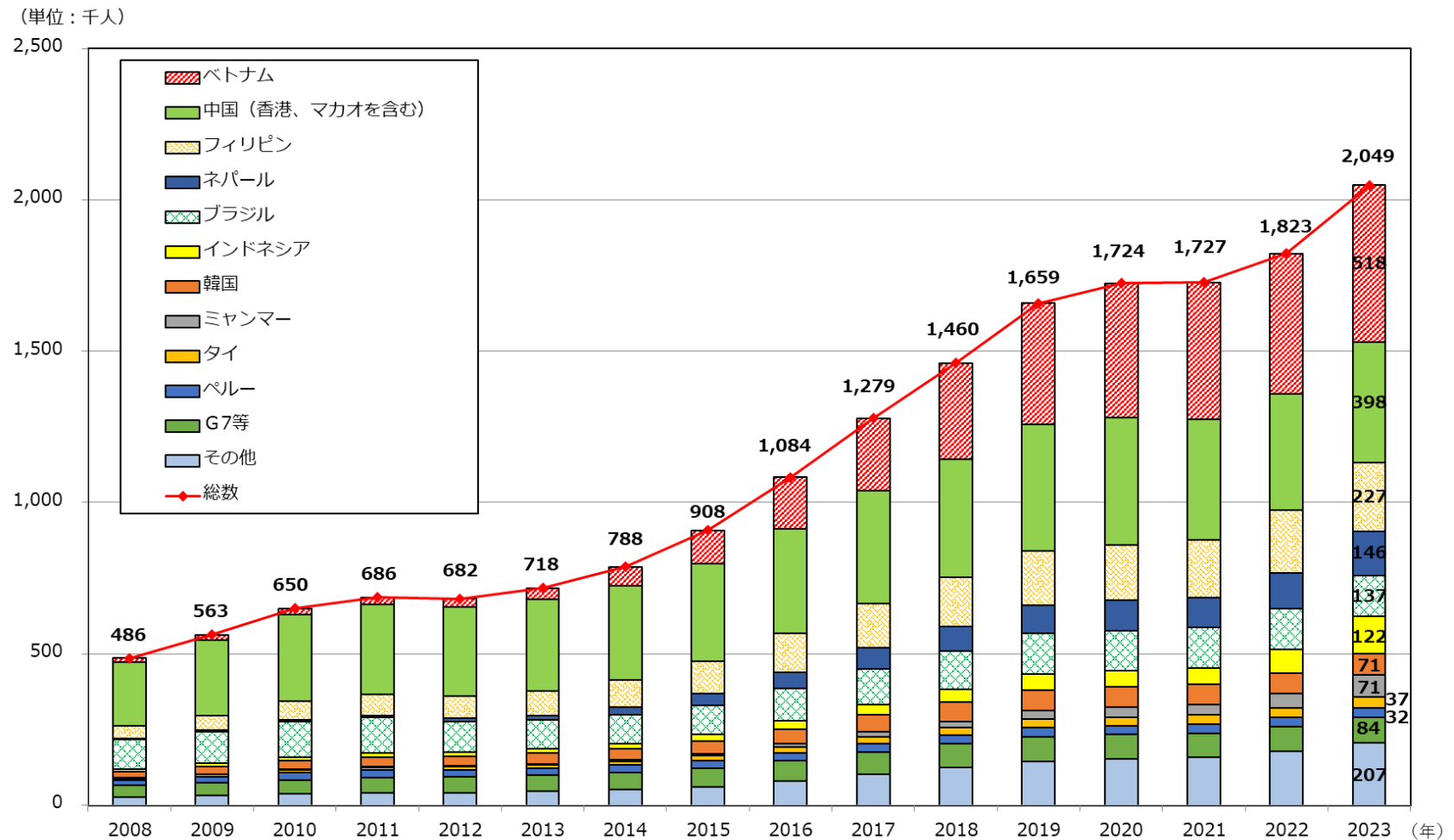
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注） 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和5年10月末時点）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別に増加率の大きい順でみると、「インドネシア」（前年比56.0%、43,618人増）、ミャンマー」（同 49.9%、23,690人増）、「ネパール」（同 23.2%、27,391人増）となっている。
- 割合では、「ベトナム」が518,364人で最も多く、外国人労働者全体の25.3%を占める。次いで、「中国」が397,918人（同 19.4%）、「フィリピン」が226,846人（同 11.1%）となっている。



日本で就労する外国人労働者（在留資格別・国籍別）

- 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムは「技能実習」が209,305人（40.4%）、「専門的・技術的分野の在留資格」が159,962人（30.9%）。
- そのほか、インドネシアは「技能実習」が68,236人（56.2%）、ネパールは「資格外活動」が95,325人（65.5%）、フィリピンやブラジル、ペルーは「身分に基づく在留資格」が多い。

（単位：人）

在留資格	総数	①専門的・技術的分野の在留資格	②特定活動	③技能実習	④資格外活動	⑤身分に基づく在留資格
全国籍計	2,048,675	595,904	71,676	412,501	352,581	615,934
ベトナム	518,364	159,962	27,301	209,305	101,530	20,262
中国 （香港、マカオを含む）	397,918	148,207	4,518	36,558	73,621	135,004
フィリピン	226,846	30,458	5,085	37,856	3,463	149,975
ネパール	145,587	39,196	3,024	1,968	95,325	6,072
ブラジル	137,132	1,017	130	63	479	135,442
インドネシア	121,507	34,299	5,212	68,236	6,633	7,127
韓国	71,454	30,758	2,216	13	7,198	31,264
ミャンマー	71,188	18,927	11,656	24,130	12,344	4,131
タイ	36,543	8,495	626	12,087	2,038	13,295
ペルー	31,584	209	43	65	99	31,167
G 7等	83,882	46,819	1,389	13	3,332	32,289
その他	206,670	77,557	10,476	22,207	46,519	49,906

ハローワークにおける外国人労働者の就職支援体制

機能特化型の就職支援サービス（利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

■ 外国人雇用サービスセンター

対 象 者 - 高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援

設 置 数 - 4 拠点（東京、名古屋、大阪、福岡）

支援内容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細かな就職支援を行う

■ 外国人雇用サービスコーナー

対 象 者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般

設 置 数 - 135拠点（通訳員を配置しているハローワーク）

支援内容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員による就職支援を実施

全国のハローワーク（544拠点）において、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応

日本語教育関係施策等の 推進状況について

外国人就労・定着支援事業

1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

●事業の概要

国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。

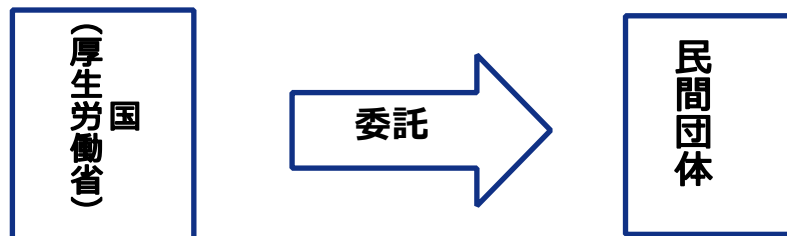
○ 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。

○ 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。

○ 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。

○ 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

●事業スキーム



3 実施主体等

対象者	● 対象者：身分に基づく在留資格の外国人等
研修内容	● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は 100時間 に設定（概ね2ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定
修了者に対する就労・定着支援	● 外国人を初めて雇用した事業主等と外国人労働者との円滑なコミュニケーションを図るためのコツをまとめた「外国人従業員とのコミュニケーションのコツ」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や就職後の職場定着支援に活用 ● 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に、全国 120地域 285コース 、受講者 5,700名 規模で実施 [参考] 令和4年度実績 実施地域数 … 110地域 実施コース数 … 280コース 受講者数 … 3,358名

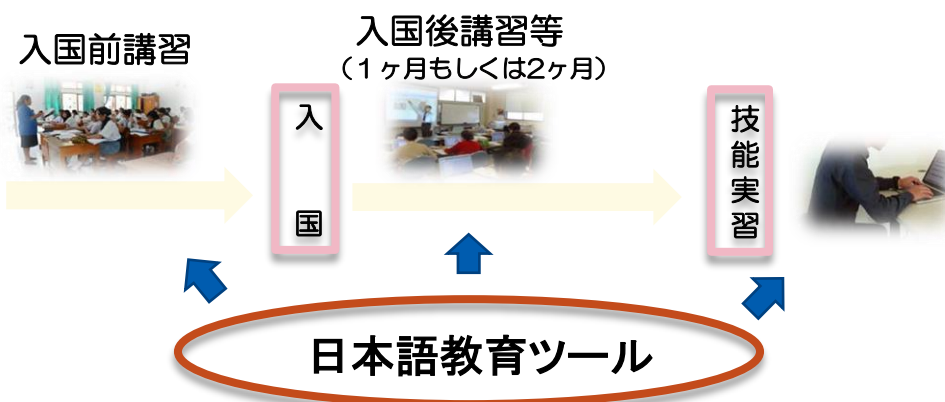
技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

1 事業の目的

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、令和元年度から、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供している。

2 事業の概要・実施主体

- (1) 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討
技能実習現場の意見収集、有識者による検討
- (2) 日本語教育ツールの開発・提供
e-learning 教材として、①大卒の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office work ではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構HPで教材を提供（テキスト教材、スマートフォン用アプリ教材）
- (3) 実施主体：外国人技能実習機構



3 事業実績

- 8 言語（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）について教材を開発、提供
- ◆テキスト教材 6 職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係*）
 - ◆アプリ教材 5 職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係*）

* 令和5年度開発中の職種

介護の日本語学習支援等事業

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

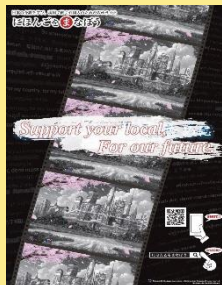
- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- 自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- 外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ



特定技能評価試験 学習テキスト



* 11言語に翻訳済み



介護の日本語 テキスト

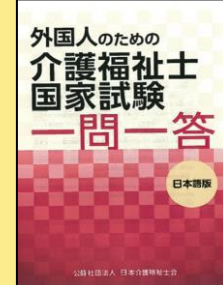


* 11言語に翻訳済み



外国人のための 介護福祉士国家 試験一問一答

* 11言語に翻訳済み



外国人のための 介護福祉専門 用語集

* 11言語に翻訳済み



経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師候補者学習支援事業

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託費等

(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、

i) 日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii) 研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県 (間接補助先: 外国人看護師候補者受入施設)

(対象経費) 報償費等

(基準額) i) 117千円/人 ii) 461千円/施設

(補助率) 定額

E P A 介護福祉士候補者等への学習支援等について

- 外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及びその学習環境の整備に対する支援等を行う。
- また、外国人介護福祉士候補者の介護福祉士国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者に対する母国での再チャレンジ支援を行う。

	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業)	外国人介護福祉士候補者学習支援事業
主な事業	○候補者の学習支援 ・日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費 ・日本語学校の授業料や通学等に要する経費 ・民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費 ・喀痰吸引等研修の受講に要する経費 ○研修担当者への支援 ・受入施設の研修担当者の活動に要する経費	・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施 ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導 ・資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援など
実施主体	都道府県	民間団体(公募)

【候補者の年度別受入れ人数(直近5か年分)】

年度	EPA介護福祉士候補者の年度別受入れ人数			
	インドネシア	フィリピン	ベトナム	計
平成30年度	298人	282人	193人	773人
令和元年度	300人	285人	176人	761人
令和2年度	274人	269人	193人	736人
令和3年度	263人	226人	166人	655人
令和4年度	271人	218人	131人	620人